

報告事項(2)

令和8年度 事業計画

1. 基本方針

人口減少、少子高齢化が進展し、高齢者のより一層の活躍が期待されている中、シルバー人材センター(以下「センター」という。)は、地域の高齢者が就業を通じて地域社会に貢献するとともに、自らの生きがい、健康増進、仲間づくりなど高齢者の豊かな生活を実現する場所として重要な役割を果たしています。このようなシルバー人材センター事業(以下「シルバー事業」という。)が担っている様々な役割やセンターに入会することで得られる効果などを積極的に発信して、事業に対する理解を広めていく必要があります。

他方で、シルバー事業を取り巻く環境の変化等に目を転じると、国が企業において雇用する労働者に70歳までは就業機会を提供する等の法整備を進めている影響もあって、シルバー事業は、新規入会者の伸び悩み、入会時年齢の上昇による会員の高齢化、仕事と会員のミスマッチといった課題に直面しています。

このような状況の中で、シルバー事業を持続的に発展させていくためには、組織が活性的であることが前提であり、そのための最も重要な指標が会員数となります。会員増加と同調した仕事量の増加、そのことによる更なる会員増、仕事増といったシルバー事業の好循環を実現していくことが何より重要であります。

一人でも多くの方がセンターの活動を理解し、会員として入会していただくため、「新たな仲間づくり計画」の実行に努めていきます。

加えて、安全・安心なシルバー事業の確立を図ることはシルバー事業の根幹をなすものであり、組織をあげて安全対策のより一層の推進を図り、傷害事故、賠償事故の防止について、安全就業対策の強化を図ることが必要であります。

シルバー事業が地域の期待に応え一層の存在感を発揮するため、「会員と就業機会の拡大」、「安全・適正就業対策の推進」を重点項目とし、本計画に掲げる具体的な取り組みを、センター、福井県シルバー人材センター連合及び全国シルバー人材センター事業協会が一体となって推進していきます。

2. 基本計画

- (1) 会員増に向けた取組
- (2) 就業機会の拡大
- (3) 安全・適正就業の推進
- (4) 普及啓発活動の強化
- (5) シルバー派遣事業の拡大
- (6) 業務の効率化・デジタル化の促進
- (7) フリーランス法の趣旨に沿った事業運営
- (8) 関係機関・団体との連携
- (9) 公益法人法制度改革への対応

3. 実施計画

(1) 会員増に向けた取組

シルバー事業の意義と魅力を地域の高齢者等に対して広くアピールし、新規入会の促進を図ります。受注が見込める分野で就業できる会員を確保することに加えて、入会希望者の経験や興味に応じた就業分野を開拓し、新たな領域で就業し得る高齢者の積極的な取り込みを図ります。

- ① 「会員紹介キャンペーン」の継続
- ② 「初年度会費無料キャンペーン」の継続
- ③ 新聞折り込みチラシを活用した会員募集
- ④ 未入会者を対象にした各種講座や講習会の開催
- ⑤ 会員募集チラシの街頭配布
- ⑥ 退会抑制の取り組みとしたゴールド会員制度の活用
- ⑦ 「新たな仲間づくり計画」におけるPDCAサイクルによる目標管理
- ⑧ 女性会員の拡大に向けた取り組み
- ⑨ 夫婦等同一世帯会員の推進
- ⑩ ホームページによる人材募集の強化
- ⑪ 関係機関、特にハローワークとの連携の強化

(2) 就業機会の拡大

会員のニーズと地域産業のニーズの双方を把握・分析し、会員及び地域産業の需要ニーズに即した多様な就業機会を得られるよう、就業開拓活動、就業機会の拡大を図ります。

- ① 新聞折り込みチラシを活用した仕事募集
- ② 就業開拓部会員による賛助会員への就業開拓訪問
- ③ ホームページによる仕事募集の強化

(3) 安全・適正就業の推進

事故防止に向けた取り組みの強化により、重篤事故、傷害事故の撲滅及び健康の確保を図ることが肝要であり、会員の安全意識の高揚を図ると共に、危険・有害な作業は受託しないことを徹底する。

また、発注者や第三者に危害・損害などを与えることとなる損害賠償事故の撲滅を図り、作業時の安全対策を徹底します。

また、就業状況が法令に抵触しないよう、発注者と協議しながら適正就業を推進します。

- ① 「安全だより」の発行
- ② 安全・適正就業講習会の開催
- ③ 福井県シルバー人材センター連合、安全・適正就業委員会による安全・適正パトロールの実施
- ④ フレイル予防教室の開催
- ⑤ 市と連携し、健康診査の積極的受診の推進と健康確保の徹底

(4) 普及啓発活動の強化

就業機会や会員の拡大を図るため、シルバー人材センターの事業内容及び活動をホームページや各種媒体・団体を通じて市民への周知に努めます。

- ① 「シルバー越前市」を発行し、市内全戸に配布
- ② 三世代交流事業「一緒に遊ぼう」の実施
- ③ 親子体験学習の実施
- ④ 会員ふれあい作品展(趣味の作品展示)の開催
- ⑤ 会員ふれあい奉仕活動の実施
- ⑥ シルバーショップ「ある座」の活用
- ⑦ シルバー人材センター連合主催「シルバーフェスタ」への参加

(5) シルバー派遣事業の拡大

少子高齢化による労働力人口の減少が進行する中、人手不足分野や介護・子育て等の現役世代を支える分野において、シルバー会員が活躍することが期待されています。また、受託事業では受注が困難な仕事については、福井県シルバー人材センター連合と協力し、積極的に派遣事業として、会員に仕事を紹介しています。引き続き会員の多様な就業ニーズに応えるため、新規事業の開拓に努めます。

(6) 業務の効率化・デジタル化の促進

センター及び福井県シルバー人材センター連合との連携による業務運営の効率化を図るとともに、会員がセンターからのお知らせや就業情報などをパソコンやスマートフォンから閲覧できるシルバースystemと連携した会員専用サイト「Smile to Smile」を通じて、シルバー事業の効率化を促進します。

(7) フリーランス法の趣旨に沿った事業運営

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス法)」が施行されたことに伴い、引き続き包括的契約の継続を推進すると共に、会員専用サイト「Smile to Smile」を通じて、就業会員への就業条件の明示、報酬支払条件などを表示するなど、効率的で適切な事務処理を推進します。

(8) 関係機関・団体との連携

各関係機関並びに福井県シルバー人材センター連合、県下シルバー人材センターと連携を密にして事業を推進します。

- ① 全国シルバー人材センター事業協会・北信越シルバー人材センター連絡協議会・福井県シルバー人材センター連合が行う事業・行事への参加
- ② シルバー人材センター連合が実施する高齢者活躍人材確保育成事業に協力し、技能講習会等の実施

(9) 公益法人制度改革への対応

改正公益認定法において、財務規律の柔軟化・明確化として収支相償原則が見直され、中間的期間(5年)で収支均衡を図ることや将来の公益目的事業を充実させるための資金を設置することが可能になったこと等を踏まえ、適切な対応を推進します。

また、自立的なガバナンスの充実、透明性の向上の観点から、新会計基準に基づく区分経理(公益目的事業、法人運営)を進めるとともに、役員改選時期に合わせた外部理事・監事の導入を行います。